

令和7年度秋田市多世帯同居推進事業

直系の親族同士が新たに同居するために必要な住宅の改修等に係る費用を補助します。

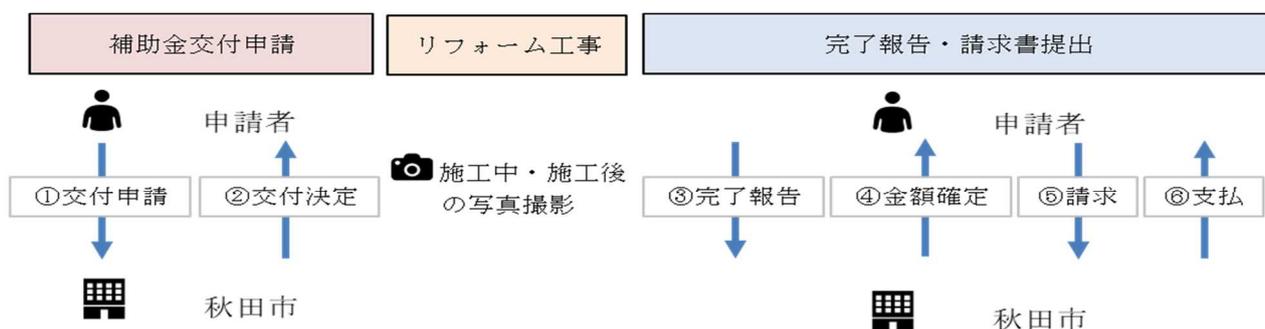
1 制度要件

補助対象者 (申請者)	次のいずれにも該当する方 <input type="checkbox"/> 既存の住宅（マンション等の区分所有建物を含む）を増改築（建替えを含む）又はリフォームする方（工事請負契約者に限るものとし、複数名で契約している場合も可） <input type="checkbox"/> 令和7年度内に、新たに多世帯同居を開始する方（ 県外からの転入（※）による同居の場合、令和5年度以降に同居を開始している方を含む ） <input type="checkbox"/> 世帯構成員に、過去に本補助金又は秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金の交付を受けた方がいない方 ※ 直近1年以上の県外居住歴があり、これから市内に転入する、又は令和5年度以降に転入したもの
補助対象住宅	次のいずれにも該当する住宅 <input type="checkbox"/> 市内に存するもの <input type="checkbox"/> 多世帯同居する世帯のうち、いずれか一方の世帯が、従前より居住しているもの <input type="checkbox"/> 多世帯同居する世帯構成員のうち、いずれかの名義で、所有権保存登記又は所有権移転登記がされているもの（建替えの場合は、建替え前後いずれの住宅についても世帯構成員のうち、いずれかの名義であること。共有名義の場合も可） <input type="checkbox"/> 過去に本補助金、多世帯同居・近居推進事業補助金、空き家定住推進事業補助金又はがけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付対象となっていないもの
補助対象工事	次のいずれにも該当する工事 <input type="checkbox"/> 同居に必要な住宅本体工事（併用住宅の場合は居住部分のみが対象） <input type="checkbox"/> 市内に本店、支店又は営業所等を有する建築業者等が施工する工事 <input type="checkbox"/> 令和7年度内に完了し、完了実績報告書を提出できる工事
補助額	補助対象工事費の2分の1の額と次の上限額のうち、いずれか低い金額 ・ 県内在住者（子育て世帯以外）による同居 上限50万円 ・ 県内在住者のうち子育て世帯（18才以下の子がいる世帯）による同居 上限100万円 ・ 県外からの転入による同居 上限100万円
その他注意事項	本制度のご利用にあたっては、以下についてご確認ください。 ・ 交付決定を受けてから3年以上、対象住宅へ居住することが条件です。 ・ 世帯の構成員に市税を滞納している方がいる場合、補助の対象外となります。 ・ 新たに同居する直系卑属が単身世帯の場合、補助の対象外となります。 ・ 東日本大震災に起因して避難し、現に市内に居住している方も利用できます。 ・ 国又は県の国費充当事業（子育てグリーン住宅支援事業、先進的窓リノベ2025事業給湯省エネ2025事業等）とは併用できません。 ・ 当課所管の他の補助金とは併用できません。

受付期間	申請：令和7年4月1日（火）～ 令和7年12月26日（金） ※予算に達した場合、申請受付を終了することがあります。 完了報告：令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）
申請方法	窓口持参、郵送又はEメールでご申請ください。 ※Eメールでご申請される場合、公的書類（戸籍謄本、住民票（又は戸籍の附票）納税証明書および登記事項証明書）については、別途原本をご提出いただく必要があります。
受付窓口 お問合せ先	秋田市都市整備部住宅政策課 住宅企画担当 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階 電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771 E-Mail ro-cshs@city.akita.lg.jp ホームページ https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007792.html



2 申請から交付までの流れ



3 申請時に必要な書類

1	多世帯同居推進事業補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
2	誓約書兼同意書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
3	戸籍謄本（続柄が確認できる書類）	<input type="checkbox"/>
4	新たに同居する世帯およびすでに補助対象住宅に居住している世帯の住民票又は戸籍の附票 ※ 県外からの転入による同居の場合、県外の住所が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
5	本市市税に滞納がないことを証する納税証明書（完納証明書） ※新たに同居する世帯およびすでに補助対象住宅に居住している世帯全員分（18歳以下の子を除く）	<input type="checkbox"/>
6	東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類 ※該当する場合に限る	<input type="checkbox"/>
7	建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
8	工事請負契約書又は請書の写し（契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期および日付が記載され、収入印紙が貼付されているもの）	<input type="checkbox"/>
9	工事内訳明細書又は見積書の写し（数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。）	<input type="checkbox"/>
10	住宅の外観全景写真および工事部分の施工前写真（施工中および施工後の写真と対比できるように撮影し、行う予定の工事内容がわかるコメントをご記載ください。）	<input type="checkbox"/>
11	建築基準法による確認が必要な場合は、確認済証の写しおよび図面	<input type="checkbox"/>
12	上記のほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

4 完了報告時に必要な書類

2	領収書の写し（宛名、金額、但し書き、日付および発行者が記載され、収入印紙が貼付されているもの）	<input type="checkbox"/>
3	新たに同居する世帯全員の転居後の住民票	<input type="checkbox"/>
4	増築又は改築（建替えを含む）の場合は、工事完了後の建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
5	工事部分の施工中および施工後の写真（施工前の写真と対比できるように、なるべく同じ角度から撮影し、行った工事内容がわかるコメントをご記載ください。）	<input type="checkbox"/>
6	確認済証の交付を受けた場合は、検査済証の写し	<input type="checkbox"/>
7	上記のほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

5 その他の補助

子育て世帯移住促進事業	秋田市へ移住する子育て世帯に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居にかかる費用を補助します。
若者移住促進事業	秋田市へ移住する若者の生活必需品等の購入に要する費用を補助します。
【フラット35】 地域連携型	多世帯同居推進事業の補助を受ける方が【フラット35】を利用した場合、当初5年間の金利を年0.50%引き下げます。